18歳選挙権始まる！

あなたの声を未来につなげるために―

公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年６月に成立し、平成28年６月19日以降に初めて選挙の期日が公表される国政選挙や地方選挙などから、18歳選挙権を適用することとされています。廿日市市では近日中に地方選挙の予定が無いため、平成28年７月に執行される参議院議員通常選挙から18歳選挙権となる予定です。

問い合わせ
廿日市市選挙管理委員会事務局　☎㉚9101
佐伯支所（選挙担当）☎㉒1111
吉和支所（選挙担当）☎㉗2111
大野支所（選挙担当）☎㉚2000
宮島支所（選挙担当）☎㊹2000

選挙権年齢の引き下げ

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。

これは、少子高齢化、人口減少社会を迎えている日本で、未来を担う10代の皆さんに、政治に参加してもらいたいからです。

若い世代は他の世代に比べて投票率が低く、平成26年の衆議院議員総選挙での全国の年代別投票率を見ると、60歳代の投票率が68.28％であったのに対して、20歳代は32.58％であり、２倍以上の差がありました。

若者の投票率が低くなると、若い皆さんの声が政治に届きにくくなってしまい、その結果、若い世代のための政策が実現しなくなることも考えられます。

皆さんが持つ一票は、皆さん自身やまちの未来を決めていくための大切な一票です。テレビやラジオの政見放送、新聞、選挙公報、インターネット、マニフェスト（公約集）、演説などで候補者や政党の情報を集めて、投票の大切さを考えてみませんか。

選挙運動

満18歳以上の有権者になれば、選挙運動ができます。選挙運動は、特定の候補者や政党の当選を目的に行う活動のことです。公示・告示日から投票日前日までの間行うことができます。

■インターネット選挙運動

SNSやブログなどのさまざまなインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできます。

○できること（例）
・自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む
・選挙運動メッセージをSNSで広める（リツイート、シェアなど）
・選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する

×できないこと（例）
・メールを利用しての選挙運動（候補者や政党などが送信する場合は除く）

選挙権がある人

年齢など　選挙期日に満18歳以上の、日本国籍を有する人

住　所　本市に転入の届け出をした日から選挙の公示日前日までに、３カ月以上引き続き市内に住んでいる人

※本市に転入の届け出をした日から選挙の公示日前日までの期間が３カ月未満で、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている場合は、原則、前住所地での投票です。転入前の市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください

選挙のお知らせはがき

選挙の公示日以降に投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください。

はがきがない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

投票日・投票時間

投票所と投票時間は、７月号の「広報はつかいち」に掲載予定です。また、「選挙のお知らせ」にも記載してあります。

期日前投票

投票日に仕事や用事、旅行、病気などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。

期日前投票の際には、「期日前投票宣誓書」に所定の事項を記入する必要があります。選挙のお知らせはがきの裏面にある「期日前投票宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入しておくと、受け付けが早く済みます。ぜひ活用してください。

期日前投票所（予定）
市役所７階会議室、各支所、ゆめタウン廿日市２階廿日市市民ホール

※期日前投票所によって投票期間と投票時間が異なります。詳細が決まり次第、市ホームページに掲載します。また、選挙のお知らせはがきにも記載してあります

点字投票や代理投票

目が不自由な人は点字投票が、手が不自由であるなどのため、自分で字が書けない人は代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。

不在者投票

●指定病院などでの不在者投票

一定規模以上で、不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

●滞在先での不在者投票

出張などで市外に滞在中で、投票日までに帰ることができない人は、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。廿日市市選挙管理委員会に請求すると投票用紙を郵送しますので、滞在先の選挙管理委員会で投票してください。日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

●郵便などによる自宅での不在者投票（郵便投票）

法で定める重度の障がいなどがある人で、「郵便等投票証明書」を持っている人は、選挙管理委員会に投票用紙の請求をすれば、郵便などで自宅から投票できます。

右の案内や表で、対象者や手続きの流れ、代理記載制度などを確認してください。

※選挙に関する情報は市ホームページにも掲載します

1. 郵便投票の対象者

郵便などによる不在者投票ができる人は、次のどちらかに当てはまる人です。
・身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で下の表のような障がいのある人（○印のいずれかに該当する人）
・介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護５」の人

	障がい名	障がいの程度		
		１級	２級	３級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	―	○
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○

	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第１項症	第２項症	第３項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

※身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っていない場合でも、この表と同程度の障がいがあるという証明を廿日市市長または広島県知事から受けた人は、郵便による不在者投票をすることができます

2. 郵便投票までの流れ

①「郵便等投票証明書」の交付申請
あらかじめ、郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付申請を行います。

②投票用紙などの交付申請
各種選挙が行われる際、投票用紙と投票用封筒（内封筒と外封筒）の交付申請を行います。このとき、①で交付を受けた「郵便等投票証明書」を提出してください。

③郵便による投票
②で交付を受けた投票用紙に候補者名などを記載して、投票用紙を内封筒に、投票用紙の入った内封筒を外封筒に入れ、外封筒の表面に署名をした後、廿日市市選挙管理委員会に送付します。

3. 郵便投票の代理記載制度

郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。
・身体障害者手帳を持ち、上肢または視覚の障がいがあり、その障がいの程度が１級の人
・戦傷病者手帳を持ち、上肢または視覚の障がいがあり、その障がいの程度が特別項症、第１項症、第２項症の人
※身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っていない場合でも、上記と同程度の障がいがあるという証明を廿日市市長または広島県知事から受けた人は、代理記載制度の対象者となります

【注意】投票用紙の請求期限
請求期限は、選挙期日の４日前までです。投票用紙を請求するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けていますので、早めに廿日市市選挙管理委員会で手続きをしてください。